

Research Paper No. W-72

「造幣寮銀地金関係諸勘定書」の分析

白坂 亨

December 2017

**INSTITUTE OF BUSINESS RESEARCH  
DAITO BUNKA UNIVERSITY**

## 「造幣寮銀地金関係諸勘定書」の分析

白坂 亨

### 1. 問題の所在

過日、白坂(2017)において「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9の存在に触れた。この「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9に収められている貸借対照表(造幣地金勘定書)と損益計算書(造幣寮利益及欠減勘定書)は、現時点において、日本で初めて日本語で書かれた洋式財務書類である可能性が高い。

なぜなら、この資料に収められている表の多くが1872(明治5)年4月13日(旧暦)を期日としているからである。日本初の株式会社制度を備えた組織であると認識されている第一国立銀行が開業した1873(明治6)年8月より1年以上早く、当然のことながらアラン・シャンド述『銀行簿記精法』の発行(同年12月)より、さらには福澤諭吉訳『帳合之法』初編の発行(同年6月)以前に作成されたということになるのである。

従来、わが国における洋式簿記・会計の導入過程は、単式簿記は『帳合之法』初編、複式簿記は『銀行簿記製法』が発刊されたことをその嚆矢とし、第一国立銀行をはじめとした株式会社制度の普及とともに広まったという認識が一般的であると思われる。

しかし、この「造幣寮銀地金関係諸勘定書」は、従来の認識より早い時期に日本語による洋式簿記・会計制度が導入されていたことを明らかにした。

加えて、この書類は民間組織における会計書類ではなく、官庁の一組織における会計書類であるという点にも注目しなければならない。逆に言えば、官庁の一組織における会計書類だったからこそ、今まで日の目を見ることがなかったのかもしれない。

理由はともあれ、この事実は従来のわが国における簿記・会計の導入過程に関する認識に一石を投じる可能性がある。

つまり、洋式簿記導入の起点として認識されていた『帳合之法』および『銀行簿記製法』の前に、造幣寮という思いもよらぬ別の場所から日本語による洋式簿記・会計の存在が明らかになったのである。

また、詳しくは後述するが、この「造幣寮銀地金関係諸勘定書」には洋式財務書類のほかに、和式の書式で書かれた財務書類も所収されている。

そのため、本稿では「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9について、包括的かつ可能な限り詳細な分析を試み、その結果として当時の会計に関する状況を明らかにする一助となること、従来認識されてきた洋式簿記・会計の導入過程に、新たなルートの可能性を追求することを目的とする。

## 2. 『井上馨関係文書』681-9「造幣寮銀地金関係諸勘定書」の検討

### 2-1 「造幣寮銀地金関係諸勘定書」の構成

本資料は、国立国会図書館と印字された表紙に(名称)井上馨文書、(標題)造幣寮銀地金関係諸勘定書と記載があるほか、(分類番号)681/9 と(登録番号)264006、および通し番号109 と記載されている。巻末の通し番号は131 となっており、計22 枚からなる資料となる。そのため、引用箇所を表示は通し番号により表記する。

本体にはタイトルのようなものではなく、1872(明治5)年4月4日(旧暦)に、馬渡造幣権頭(俊邁) から井上大輔(馨)と澁澤従五位(栄一)に宛てた文書から始まる。

この文書を要約すれば、以下の通りとなる。

当初、造幣寮は銀地金に関して3月6日までの洋式の「決算書」を作成し、計算局より提出しようとした。しかし、その決算書は合計重量によるものだから、「勘定書」を仕立て直した。というのも洋式の勘定書は読みにくく、理解しにくいところも多々存在したからである。目録の通り提出するので、ご質問があればうけたまわりたい。金地金の勘定書もでき次第提出させていただく、というものである(国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9 111-112) <sup>1</sup>。

この文書は短いながらも、その内容は非常に興味深い。

第一に、「決算書」という用語が使用されている点である。この「決算書」という用語は「勘定書」と同じ意味で使用されている。通商会社、及び為替会社でさえ、「勘定書」の名前で決算書類を作成しており、おそらく官庁において、「決算書」という用語が使用されたのは、この書類が初めてではないかと考えられるのである。但し、「決算書」が作成されたからといって、現代のような意味での決算がなされたわけではない。便宜上「決算」、「決算書類」という用語を用いるが、この点に関しては後日、詳細な検討をおこなう予定である。

第二に、1872(明治5)年4月4日(旧暦)時点で造幣寮は日本語による洋式の決算書類を作成していたという事実である。繰り返しになるが、日本で最初の株式会社制度を備えた組織として認知されている第一国立銀行の創業より1年以上早いのである。

第三に、この文書の提出先が井上馨と澁澤栄一だという点である。この時点で井上馨と澁澤栄一は日本語で書かれた洋式の決算書類を見ていたことになる。そしてその半年後、同年(明治5年)10月(旧暦)に『銀行簿記精法』の原著者であるアラン・シャンドが紙幣頭附属書記官として大蔵省に赴任することになる。

この文書に続き、「入目録」と書かれた目次があり、8つの項目が立てられている。

内容は以下の通りである。

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| 「一 銀地金惣勘定書                     | 一冊 |
| 一 輸入銀地金勘定書                     | 一冊 |
| 一 利益勘定書                        | 一冊 |
| 一 明治五申年三月六日西洋千八百七十二年第四月十三日迄造幣寮 |    |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 利益及欠減勘定書                    | 壹枚 |
| 一 明治五年三月六日造幣地金勘定書           | 壹枚 |
| 一 同日迄貨幣出来高表                 | 壹枚 |
| 一 明治五年三月廿三日千八百七十二年四月三日迄出来高表 | 壹枚 |
| 一 外国人納壹分銀勘定書                |    |
| 小譯書壹収録                      | 壹枚 |

(国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9 113-114)

各項目に目をやると、「利益勘定書」(以下、資料 C と表記する)、「明治五申年三月六日西洋千八百七十二年第四月十三日迄造幣寮 利益及欠減勘定書」(以下、資料 D と表記する)は、入目録に記載されているタイトルと各書類のタイトルが同一であるものの、他の書類のタイトルと「入目録」との記載には多少の相違がみられる。

例えば、「銀地金惣勘定書」は、「開寮ヨリ明治五申歳三月六日洋歴千八百七十二年四月十三日迄造幣地金總勘定書」(以下、資料 A と表記する)となっている。

「輸入銀地金勘定書」は、「明治四年未年西洋千八百七十一年中輸入銀地金勘定書」(以下、資料 B と表記する)。

「明治五年三月六日造幣地金勘定書」は「明治五申歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日迄造幣地金勘定書」(以下、資料 E と表記する)。

「明治五年三月六日造幣地金勘定書」は、「明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日迄銀地金鑄造成貨高」(以下、資料 F と表記する)。

「同日迄貨幣出来高表」は、「明治五年三月廿三日千八百七十二年四月三十日迄貨幣出来高表 造幣寮」(以下、資料 G と表記する)。

「外国人納壹分銀勘定書」は、「明治四未歳六月十六日洋歴千八百七十一年第八月二日ヨリ同十月十九日同第十二月一日迄外国人ヨリ大坂造幣寮エ輸入ノ一分銀勘定書」(以下、資料 H と表記する)となっている。

計算期間の記載の有無にとどまらない表記の違いが、如何なる要因によるものかは明らかではない。

これらの書類の内、資料 A、資料 B、資料 C、資料 H の 4 つの書類は和式の縦書きの会計書類である。

対して、資料 D 及び資料 E は洋式の会計書類となっている。

また、計算期間を明記していない書類もあれば、明記している書類もあるものの、計算期間が明記されていても微妙に時期がずれている書類が存在する。

つまり、資料 A 及び資料 D、資料 E、資料 F は 1872(明治 5)年 3 月 6 日(旧暦)で締め切った書類であることが明記されている。

しかし、資料 B は 1871(明治 4)年におけるものと限定されており、資料 G は 1872(明治 5)年 3 月 23 日(旧暦)、及び資料 H は 1871(明治 4)年 6 月 16 日(旧暦)から同年 10 月 19 日(旧暦)までの期間におけるもので、資料 C に至っては計算期間が明記されていない。

表1 「入目録」と各書類のタイトルの比較

| 記号 | 「入目録」上のタイトル                         | 各書類のタイトル  |
|----|-------------------------------------|---|
| A  | 銀地金惣勘定書                             | 開寮ヨリ明治五申歳三月六日洋歴千八百七十二年四月十三日迄造幣地金總勘定書                        |
| B  | 輸入銀地金勘定書                            | 明治四年未年西洋千八百七十一年中輸入銀地金勘定書                                    |
| C  | 利益勘定書                               | 利益勘定書   |
| D  | 明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日迄造幣寮利益及欠減勘定書 | 明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日迄造幣寮利益及欠減勘定書                         |
| E  | 明治五年三月六日造幣地金勘定書                     | 明治五申歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書                              |
| F  | 同日迄貨幣出来高表                           | 明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日迄銀地金鑄造成貨高                            |
| G  | 明治五年三月廿三日千八百七十二年四月三日迄出来高表           | 明治五年三月廿三日千八百七十二年四月三十日迄貨幣出来高表造幣寮                             |
| H  | 外国人納壹分銀勘定書                          | 明治四未歳六月十六日洋歴千八百七十一年第八月二日ヨリ同十月十九日同十二月一日迄外国人ヨリ大坂造幣寮エ輸入ノ一分銀勘定書 |

出典)国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9(110-131)より作成。

詳しくは後述するが、冒頭の馬渡造幣権頭から井上馨と澁澤栄一に宛てた文書の内容と照らし合わせてみる。すると、文書の中で当初作成された洋式の書類は資料 D、資料 E、資料 F で、それ以外が改めて仕立てた書類であると考えられる。しかし、いかなる理由で各書類の順番が決められたのかは不明である。

以下、それぞれの項目についてできるだけ詳細な検討を加える。

## 2-2 「開寮ヨリ明治五申歳三月六日洋歴千八百七十二年四月十三日迄造幣地金總勘定書」(資料 A)の構造

この書類は縦書き、漢数字によるいわば和式の貸借対照表である。

「いわば」としたのは、おそらく洋式の貸借対照表を説明するために書かれた書類としては、おそらく日本で初めてであろうという書類であるため、その是非はともかく洋式の貸借対照表とは構造が多少異なるためである。

第一に、貸借対照表と判断したものの、締め切り期日が記載されているわけではなく、計算期間として「開寮ヨリ明治五申歳三月六日洋歴千八百七十二年四月十三日迄」との記載がある点である。

加えて、「開寮ヨリ」では明確な期間を明らかにすることはできない。「開寮」には、造

幣局から造幣寮に改称した 1869 年 7 月 8 日(旧暦), もしくは銀貨の鑄造を開始した 1870(明治 3)年 11 月 27 日(旧暦), 創業式を挙行した 1872(明治 4)年 2 月 15 日(旧暦)が考えられるからである。

しかしながら「明治五申歳三月六日」まで, 短くとも丸 1 年強の計算期間となる。

また, 明治 5 年に書かれているにもかかわらず, 西暦表示をしている点は特徴の一つとして注目すべき点である。すでに造幣寮においては西暦表示が始まっていたのである。

書類は縦に罫線の入った用紙に墨で書かれており, 極めて小さな字で書かれていたり, スレや滲み, 破れで判読不可能となっていたりする箇所が何か所もあった。

この書類を横書きに直し, 漢数字をアラビア数字に書き直し, 計算過程の検討や, 他表との比較検討をするために各行に整理番号を振ったものが表 2 となる。

表 2 開寮ヨリ明治五申歳三月六日洋歴千八百七十二年四月十三日迄  
造幣地金總勘定書(資料 A)

| 番号  | 項目  |    | 数値         | 解説                                      |
|-----|-----|----|------------|---|
| A1  | 一 銀 |    | 5089376.05 | 政府及内外人民方受取高 900 位ニ而ノ量                   |
| A2  |     | 内  | 2130.79    | 試熔費                                     |
| A3  |     |    | 91844.99   | 鑄造費                                     |
| A4  |     |    | 639.52     | 外国人納壹分銀秤量差                              |
| A5  | 一 銀 |    | 133.57     | 不適當金銀地金熔解及分析費                           |
| A6  |     | 銀  | 5089509.62 |   |
| A7  | 一 銀 |    | 264665.96  | 造幣寮利益之部 288565.57 オンスの内欠減 23899.61 引之残高 |
| A8  |     | 内譯 |            |   |
| A9  |     |    | 327.25     | 精製銀之量                                   |
| A10 |     |    | 196829.99  | 低位乃利益                                   |
| A11 |     |    | 4845.47    | 銀位差之益                                   |
| A12 |     |    | 86562.86   | 定位貨幣秤量差益                                |
| A13 |     | 銀  | 288565.57  |   |
| A14 |     | 内  |            |   |
| A15 |     |    | 14615.41   | 熔減                                      |
| A16 |     |    | 3664.15    | 伸金減                                     |
| A17 |     |    | 5611.56    | 燒生減                                     |
| A18 |     |    | 8.49       | 秤量差減                                    |
| A19 |     | 銀  | 23899.61   |   |
| A20 | 合銀  |    | 5354175.58 |   |

|     |    |    |                |   |
|-----|----|----|----------------|---|
| A21 |    | 内  |                |   |
| A22 |    |    | 4179073.76     | 政府及内外人民と輸入地金之價 5706930 円 17 銭之内 941177 円 62 銭産貨<br>ニ而立替拂シ分引之残書面壹ニ而拂ニ■■■分  |
| A23 |    | 此價 | 4765752 円 55 銭 |   |
| A24 | 残銀 |    | 1175101.82     |   |
| A25 |    | 内  | 815686.99      | 銀地金之代り金貨ニ而立替仕拂済付有高  |
| A26 |    |    | 359414.83      | 利益  |
| A27 |    | 外  |                |   |
| A28 |    |    | 49352.35       | 政府地金標第 34005 号 40455.29 オンス 此價 46679 円 18 銭 同第 15<br>号 8297.98 オンス 此價 9574 円 59 銭 及鑄造費返上百分之壹ヨリ外国<br>人輸入之一分銀熔減差引残ニ而 599.08 オンス 此價 691 円 24 銭政府へ可<br>納分 |
| A29 |    |    | 9.29           | 分析片   |
| A30 | 合銀 |    | 1224463.46     | 壬申三月六日造幣寮有高   |
| A31 |    | 此譯 |                |   |
| A32 |    |    | 571825.10      | 熔銀局有高   |
| A33 |    |    | 79149.35       | 伸金局同断   |
| A34 |    |    | 69800.00       | 秤量局同断   |
| A35 |    |    | 51919.40       | 焼生局同断   |
| A36 |    |    | 127.23         | 分析局同断   |
| A37 |    |    | 3030.39        | 極印局同断   |
| A38 |    |    | 362.86         | 秤量局過失円形   |
| A39 |    |    | 133.57         | 不適當金地金減焼費 150 円   |
| A40 |    |    | 1095.62        | 試験分析ノ高撰取貨幣量   |
| A41 |    |    | 31971.00       | 一円銀貨  |
| A42 |    |    | 415048.94      | 出納残有高   |
| A43 |    | 此價 | 478514.20      |   |
| A44 |    | 内  | 415460.00      | 一円銀貨  |
| A45 |    |    | 857.50         | 五拾錢貨  |
| A46 |    |    | 45511.20       | 貳拾錢貨  |
| A47 |    |    | 15488.20       | 拾錢貨   |
| A48 |    |    | 1197.30        | 五錢貨   |

出典)国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9(114-117)より作成。

注) 単位はオンス, 円, 銭。

資料 A はタイトルに計算期間が明記されている。続いて、A1 の「政府及内外人民方地金銀之九百位ニ而ノ量」から始まる。借方、貸方といった表記もなく、当初この書類は損益計算書かと考えるほどであった。

しかし、内容を検討していくにしたがって、計算期間が存在するものの、貸借対照表を説明する書類として考えるべきと判断するに至った。

判断するに至った経緯は、これからの資料の検討に従って明らかにしていく。

まず、A1 の「政府及内外人民方地金銀之 900 位ニ而ノ量」は政府及び国内、国外より受け入れた 900 位(純度 90.0%)の銀が 5089376.05 オンスあったことを示している。

この書類では、この A1 の数値の内には、「試熔費」(A2)、「鑄造費」(A3)、「外国人納壹分銀秤量差」(A4)が含まれるとしている。しかし、(A2)+(A3)+(A4)が(A1)となっているわけではない<sup>2</sup>。

そして、違和感を覚えるのが、これらの科目名である。「試熔費」及び「鑄造費」と、「費用名」として解説されていることである。

外国人納壹分銀秤量差(A4)は外国人より持ち込まれた一分銀の秤量差が 639.52 オンスあったということで、これは秤り間違いと理解するよりは、むしろ持ち込まれた一分銀と基準品位である 900 位(銀純度 90.0%)との差による秤量差と考えられる。

A5 でも科目名として「不適當金銀地金熔解及分析費」と「費」として扱っている。銀の基準品位に満たぬ地金を熔解、分析する費用としての銀の量であると考えられる。

つまり、銀を持ち込んだ側から見れば見れば費用であるが、造幣寮から見れば、この費用は手数料収入と考えるべきである。

A6 は、上記の A1 と A5 の和となっている。

$$(A6) = (A1) + (A5) \quad \text{—A①}$$

A7 は、解説に「造幣寮利益之部 288565.57 オンスの内欠減 23899.61 引之残高」とある。この「内譯」は、まず造幣寮利益之部を構成するものとして、「精製銀之量」(A9)、「低位乃利益」(A10)、「銀位差之益」(A11)、「定位貨幣秤量差益」(A12)があげられている。「低位乃利益」, 「銀位差之益」, 「定位貨幣秤量差益」についての解説はない。

これらの合計が「銀」(A13)として表記されている。

$$(A13) = (A9) + (A10) + (A11) + (A12) \quad \text{—A②}$$

次に、欠減を構成するものが、「熔減」(A15)、「伸金減」(A16)、「焼生減」(A17)、「秤量差減」(A18)として計上されている。「熔減」, 「伸金減」, 「焼生減」, 「秤量差減」とは貨幣の製造過程において、溶かしたり、圧延したり、洗浄、検秤の際に減った重量と考えられる。

これらの合計は「銀」(A19)に表わされている。

$$(A19) = (A15) + (A16) + (A17) + (A18) \quad \text{—A③}$$

そのため、A7 は「銀」(A13)から「銀」(A19)を差し引いたものとなるのである。

$$(A7) = (A13) - (A19) \quad \text{—A④}$$



A7の算出過程は理解できるものの、利益之部から欠減を差し引くという計算過程は「利益」の概念に現代のものとは異なる意味合いも存在していたのかもしれない。この点については後述したい。

A20は「合銀」となっている。これはここまでの合計となり、A1, A5, A7の和となっている。

$$(A20) = (A1) + (A5) + (A7) \quad \text{—A⑤}$$

A⑤はA①, A②, A③, A④より

$$\begin{aligned} (A20) &= (A6) + (A13) - (A19) \\ &= (A1) + (A5) + (A9) + (A10) + (A11) + (A12) \\ &\quad - \{ (A15) + (A16) + (A17) + (A18) \} \\ &= (A1) + (A5) + (A9) + (A10) + (A11) + (A12) \\ &\quad - (A15) - (A16) - (A17) - (A18) \end{aligned} \quad \text{—A⑥}$$

となる。

但し、この「合銀」(A20)には、「政府及内外人民方輸入地金之價 5706930 円 17 銭之内 941177 円 62 銭産貨ニ而立替拂シ分引之残書面壹ニ而拂ニ■■■分」(A22, A23)として 4179073 オンス 76 が存在し(A22)、これを差し引くと「残銀」(A24)となる。

$$\begin{aligned} (A24) &= (A20) - (A22) \\ &= (A1) + (A5) + (A9) + (A10) + (A11) + (A12) \\ &\quad - (A15) - (A16) - (A17) - (A18) - (A22) \end{aligned} \quad \text{—A⑦}$$

特筆すべきは「残價」(A23)として円・銭で記載されている金額は、(A22)の解説で記述されている 5706930 円 17 銭から 941177 円 62 銭を差し引いたもので、これはとりもなおさず、重量会計による数値(A22)を貨幣評価したものである。

これまで重量会計と言われてきた造幣寮の会計は、当然のことながら必要に応じて貨幣会計も導入されていたことになる。

但し、重量から貨幣へ換算する際の計算過程は明らかになっていない。この点は重要な問題点でもある。

さらに、A24は「銀地金之代り金貨ニ而立替支拂地金有高」(A25)と「利益」(A26)から構成されており、

$$(A24) = (A25) + (A26) \quad \text{—A⑧}$$

となっている。

最終的に利益を算出するのであれば、「残銀」(A24)より「銀地金之代り金貨ニ而立替支拂地金有高」(A25)を差し引いて「利益」(A26)を求めると思われるが、本書類においては残銀の構成を示している。

「利益」の計算過程はこの書類では明らかにされていない。

また、この残銀に、「政府地金標第 34005 号 40455.29 オンス 此價 46679 円 18 銭 同第 15 号 8297.98 オンス 此價 9574 円 59 銭 及鑄造費返上百分之壹ヨリ外国人輸

入之一分銀熔減差引残ニ而 599.08 厘 此價 691 円 24 錢政府へ可納分」(A28)と「分析片」(A29)を加えたものが、「合銀」(A30)となる。

$$\begin{aligned}(A30) &= (A24) + (A28) + (A29) \\ &= (A1) + (A5) + (A9) + (A10) + (A11) + (A12) \\ &\quad - (A15) - (A16) - (A17) - (A18) - (A22) + (A28) + (A29) \quad \text{—A⑨}\end{aligned}$$

これつまりは「壬申三月六日造幣寮有高」となるのである。

言い換えれば、この書類の前半部分の計算の目的は「壬申三月六日造幣寮有高」を明らかにすることとなる。

A31「此譯」以降は、造幣寮のどの部署にこの「合銀」が存在するのかが明らかにされる。

つまり、「熔銀局有高」(A32)、「伸金局同断」(A33)、「秤量局同断」(A34)、「焼生局同断」(A35)、「分析局同断」(A36)、「極印局同断」(A37)、「秤量局過失円形」(A38)、「不適当地金減焼費百五十円」(A39)、「試験分析ノ高撰取貨幣量」(A40)、「一円銀貨」(A41)、「出納残有高」(A42)として存在するわけであるから、

$$\begin{aligned}(A30) &= (A32) + (A33) + (A34) + (A35) + (A36) + (A37) \\ &\quad + (A38) + (A39) + (A40) + (A41) + (A42) \quad \text{—A⑩}\end{aligned}$$

となる。

また、この「出納残有高」(A42)として記載された重量は貨幣評価するといくらになり(A43)、どの貨幣でどれほどあるのかが、一円銀貨(A44)、五拾錢貨(A45)、貳拾錢貨(A46)、拾錢貨(A47)、五錢貨(A48)が明らかにされている。

$$(A43) = (A44) + (A45) + (A46) + (A47) + (A48) \quad \text{—A⑪}$$

以上の検討から、資料 A 造幣地金總勘定書を現代の貸借対照表に当てはめて考えると、A1より始まる項目構成はA30「壬申三月六日造幣寮有高」を求めるためのもので、これは貸借対照表の貸方、負債・純資産合計にあたると考えられる。

但し、ここでも重量から貨幣への換算の基礎となる計算過程が示されていない。

他方、借方、資産の部はA32からA42までの各項目により構成されると考えられるのである。

但し、A1においては「900位ニ而ノ量」と銀の品位を明示されているが、他の項目では品位の明示もしくは換算について、必ずしも明らかになっているとは言えない。

### 2-3 「明治四年未年西洋千八百七十一年中輸入銀地金勘定書」(資料 B 輸入銀地金勘定)の構造

この書類は1871(明治4)年における輸入銀地金に関するもので、資料Aと同様、縦書き、漢数字による和式の帳簿である。

横書き、アラビア数字に書き替え、整理番号を振ったものが表3となる。

表 3 開寮ヨリ明治五申歳三月六日洋歴千八百七十二年四月十三日迄  
造幣地金總勘定書(資料 B)

| 記号  | 項目    |                                   | 数值             | 解説  |
|-----|-------|-----------------------------------|----------------|---|
| B1  | 一 銀地金 |                                   | 4897913.59     | 受取全量  |
| B2  |       | 但シ                                | 1787601.15     | 政府之分  |
| B3  |       |                                   | 2750361.16     | 内外人民之分  |
| B4  |       |                                   | 359951.28      | 外国人民納壹分銀之分  |
| B5  |       | 内                                 |                |   |
| B6  |       |                                   | 57888.70       | 造幣不適当地金返却之分   |
| B7  |       | 但シ                                | 51561.37       | 政府之分  |
| B8  |       |                                   | 6327.33        | 人民ノ分  |
| B9  |       |                                   | 5628.65        | 試験熔解減   |
| B10 |       | 但シ                                | 355.98         | 政府之分  |
| B11 |       |                                   | 5272.67        | 人民ノ分  |
| B12 |       | ノ                                 | 63517.35       |   |
| B13 | 残     |                                   | 4834396.24     |   |
| B14 |       | 此九百位銀                             | 5089376.05     |   |
| B15 |       | 内                                 |                |   |
| B16 |       |                                   | 2130.79        | 銀地金之内品位未定之分 900 位ニ而 2131828.28 オンス 試験<br>費 但惣壹千分ノ一                        |
| B17 |       | 但シ此高惣高千分ノ二相也 1.03 オンス不足ス是ハ之ニ付之差之已 |                |   |
| B18 |       |                                   | 91844.99       | 銀地金 900 位ニ而 4592334.55 鑄造費 但惣高百分ノ二  |
| B19 |       |                                   | 639.52         | 外国人民納壹分銀之分比較秤量差   |
| B20 |       | ノ                                 | 94615.30       |   |
| B21 | 残     |                                   | 4994760.75     |   |
| B22 |       | 此價                                | 5706930 円 17 銭 |   |
| B23 |       | 此訳                                |                |   |
| B24 | 一 地金  |                                   | 1735683.80     | 政府地金金量 1787601.15 オンス之内 51561.37 オンス 不適當<br>ニ付返却 355.98 オンス ハ試験熔解減引之残書面之壹 |
| B25 |       | 此九百位銀                             | 1884854.61     |   |
| B26 |       | 内                                 |                |   |

|     |      |       |                |   |
|-----|------|-------|----------------|---|
| B27 |      |       | 269.64         | 品位未定之地金 900 位ニ而 269672.40 試熔費 但惣高千分之<br>一                                 |
| B28 |      |       | 27768.90       | 輸入高地金 900 位ニ而 1388458.62 オンス 鑄造費 但惣高百<br>分之二                              |
| B29 |      | ノ     | 28038.54       |   |
| B30 | 残    |       | 1856816.07     |   |
| B31 |      | 此價    | 2086226 円 21 銭 |   |
| B32 | 一 地金 |       | 1466861.55     | 内地人民地金 1476298.26 オンス之内 6327.33 オンス ハ不適<br>当ニ付返却之分 3109.38 オンス 試験熔減引之残書面高 |
| B33 |      | 此九百位銀 | 1511938.80     |   |
| B34 |      | 内     |                |   |
| B35 |      |       | 901.49         | 品位未定之分 900 位ニ而 902234.43 オンス 試熔費 但惣高千<br>分の一                              |
| B36 |      |       | 30237.84       | 輸入高 900 位ニ而 1511938.80 オンス 鑄造費 但惣高百分之<br>二                                |
| B37 |      | ノ     | 31139.33       |   |
| B38 | 残    |       | 1480799.47     |   |
| B39 |      | 此價    | 1708613 円 92 銭 |   |
| B40 | 一 地金 |       | 259067.20      | 支那人輸入地金 259330.85 オンス 之内試験熔減引之残書面<br>之高                                   |
| B41 |      | 此九百位銀 | 270297.39      |   |
| B42 |      | 内     |                |   |
| B43 |      |       | 142.29         | 品位未定之分九 (破損) 2334.51 オンス (破損) 但惣<br>高千分之一                                 |
| B44 |      |       | 5405.84        | 輸入高 900 位ニ而 270297.39 オンス 鑄造費 但惣高百分之二                                     |
| B45 |      | ノ     | 5548.13        |   |
| B46 | 残    |       | 264749.26      |   |
| B47 |      | 此價    | 305479 円 80 銭  |   |
| B48 | 一 地金 |       | 1372783.69     | 外国人民地金 1374683.33 オンス 之内 1899.64 オンス ハ試<br>験熔減引之残書面之高                     |
| B49 |      | 此九百位銀 | 1422285.25     |   |
| B50 |      | 内     |                |   |
| B51 |      |       | 817.37         | 品位未定之分 900 位ニ而 817586.94 オンス 試熔費 但惣高千<br>分の一                              |

|     |   |    |                |   |
|-----|---|----|----------------|---|
| B52 |   |    | 21246.38       | 輸入高 900 位ニ而 1062333.97 オンス 鑄造費 但惣高百分之二  |
| B53 |   |    | 7186.03        | 一分銀 359311.76 オンス 改鑄費 但惣高百分之二           |
| B54 |   |    | 639.52         | 一分銀 129400 片 此全量 359951.28 オンス 洋銀方比較秤量差 |
| B55 |   | ノ  | 29889.30       |   |
| B56 | 残 |    | 1392395.95     |   |
| B57 |   | 此價 | 1606610 円 20 銭 |   |

出典)国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9 (117-121)より作成。

注) 単位はオンス, 円, 銭。

B1 は, 1872(明治 5)年 3 月 6 日(旧暦)までの輸入銀地金受取全量で, 4897913. 60 オンスである。この輸入銀地金は提出元により「政府之分」(B2), 「内外人民之分」(B3), 「外国人民納壹分銀之分」(B4)に三分される。

$$(B1) = (B2) + (B3) + (B4) \quad \text{—B①}$$

また B1 の内, 提出されたものの, 地金の品質が基準に満たないため, 返却されたものが「造幣不適当地金返却之分」(B6)として計上されている。この内訳が「政府之分」(B7), 「内外人民之分」(B8)となる。

$$(B6) = (B7) + (B8) \quad \text{—B②}$$

さらに, 試験による熔解過程で重量が減じた分が「試験熔解減」(B9)として計上され, この内訳が同じように「政府之分」(B10), 「内外人民之分」(B11)となる。

$$(B9) = (B10) + (B11) \quad \text{—B③}$$

これら控除分の合計は「ノ」(B12)として計上される。

$$(B12) = (B6) + (B9) = (B7) + (B8) + (B10) + (B11) \quad \text{—B④}$$

受取全量からこの「ノ」を控除したものが「残」(B13)となる。

$$(B13) = (B1) - (B12) \\ = (B1) - (B7) + (B8) + (B10) + (B11) \quad \text{—B⑤}$$

この銀地金を 900 位銀の基準に直すと, B14 となり, 5089376. 05 オンスとなる。

この 900 位銀に対し, 銀地金の内, 品位未定の分を 900 位に換算すると 2131828. 28 オンスとなり, その 1000 分の 1 を試熔費(B16), 900 位に換算した銀地金 4592334. 55 オンスの 100 分の 2 を鑄造費(B18), (A4)にも計上されているが, 外国人が納めた一分銀の比較秤量差(B19)を合計すると, 「ノ」(B20)は 94615.30 オンスとなる。

$$(B20) = (B16) + (B18) + (B19) \quad \text{—B⑥}$$

900 位銀による換算した重量から, これらを控除したものが「残」(B21)となり, 4994760 オンス 75 となる。

$$\begin{aligned} (B21) &= (B14) - (B20) \\ &= (B14) - (B16) - (B18) - (B19) \end{aligned} \quad \text{—B⑦}$$

B22 においては、この 4994760.75 オンスを貨幣価値で換算した 5706930 円 75 銭を計上している。

この書類においても、重量会計だけではなく、貨幣会計が必要に応じてなされている。

B23 以降は、B21 の内訳の説明にあてられており、大きく 4 つの地金の解説からなる。

まず、B24 においては、政府より受け取った地金、1787601.15 オンスの内、不適当となったため返却した 51561.37 オンスと試験熔解による減量分 355 オンス 98 を差し引いた 1735683 オンス 80 が計上されている。ちなみに政府より受け取った地金は B2、不適当となったため返却した地金の量は B7、試験熔解による減量分は B10 に記載されている。

$$(B24) = (B2) - (B7) - (B10) \quad \text{—B⑧}$$

この地金を 900 位基準で換算すると、1884854 オンス 61 となった(B25)。

ここから試熔費(B27)269.64 オンスと鑄造費(B28)27768.90 オンスが控除されるのであるが、控除される合計は「メ」(B29)で計上され、28038.54 オンスとなる。

$$(B29) = (B27) + (B28) \quad \text{—B⑨}$$

この控除分を(B23)から差し引いたものが「残」(B30)となり、1856816.07 オンスとなり、貨幣会計では 2086226 円 21 銭となる(B31)。

$$\begin{aligned} (B30) &= (B25) - (B29) \\ &= (B25) - (B27) - (B28) \end{aligned} \quad \text{—B⑩}$$

次に B32 においては、国内の民間人から提供された 1476298.26 オンス(B32 イ)の内、品位不適格な 6327.33 オンスと試験熔解による減量 3109.38 オンス(B32 ロ)を控除した 1466861.55 オンスが計上されている。尚、この不適格な銀地金は B8 に記載されている。

B33 は 900 位基準による換算数値、1511938.80 オンスが計上されている。ここから品位未定の方を 900 位基準に換算した 902234.43 オンスの 0.1%が試熔費として(B35)と 900 位による輸入された 1511938.80 オンス、つまり B33 の 2.0%を鑄造費として(B36)控除するのであるが、これらの数値の和は「メ」(B37)で 31139.33 オンスとなる。

$$(B37) = (B35) + (B36) \quad \text{—B⑪}$$

B33 から B37 を控除したものが「残」(B38)で 1480799.47 オンスとなり、貨幣価値で換算したものが B39 で、1708613 円 93 銭となる。

$$\begin{aligned} (B38) &= (B33) - (B37) \\ &= (B33) - (B35) - (B36) \end{aligned} \quad \text{—B⑫}$$

第三の地金は B40 に示されるもので、中国人から輸入地金である。この輸入量 259330.85 オンス(B40 イ)から試験熔解減を差し引いた数値が 259067.20 オンスとなることから、試験熔解減は 263.65 オンス(B40 ロ)となる。

900 位基準に換算したものが、B41 に示され、270297.39 オンスとなっている。

続いて、B43 では、142.29 オンスが計上されているが、解説は資料の破れのために判読

不能な部分がある。判読可能な部分を引用すると、「品位未定之分九（破損） 2334.51 オンス（破損） 但惣高千分之一」となるため、前後の関係と、「惣高千分之一」という表現から試熔費と考えられる。

B44 では、鑄造費として 5405 オンス 84 が計上され、「メ」(B45) で 5548.13 オンスが控除されることとなる。

$$(B45) = (B43) + (B44) \quad \text{—B13}$$

B41 から B45 を差し引いたものが、「残」(B46)、それを貨幣価値に換算したものが B47 となる。

$$(B46) = (B41) - (B45) \\ = (B41) - (B43) - (B44) \quad \text{—B14}$$

最後の地金(B48) 1372783.69 オンスは、解説には外国人にもたらされた地金があるとあるが、前項目で中国人からの地金について内容が説明されているため、中国以外の外国の民間人からもたらされたものと考えられる。

輸入された量は 1374683.33 オンス(B48 イ)だが、その内、試験熔解減が 1899.64 オンス(B48 ロ)あった。

B49 においては 900 位基準に換算した数値が計上されており、B51 以降、控除項目として、試熔費(B51)、鑄造費(B52)、改鑄費(B53)及び洋銀との比較秤量差(B54)が計上されている。尚、この洋銀との比較秤量差(B54)は A4、B19 と一致する。

この結果、控除項目の合計は「メ」(B55)として 29899.30 オンスとなっている。

$$(B55) = (B51) + (B52) + (B53) + (B54) \quad \text{—B15}$$

B56 では B49 より控除項目の合計を差し引いたものが「残」として計上されており、その数値を貨幣価値に換算したものが「此價」として、B57 に計上されている。

$$(B56) = (B49) - (B55) \\ = (B49) - (B51) - (B52) - (B53) - (B54) \quad \text{—B16}$$

尚、受取全量(B1)から政府の分(B2)を控除した量は、B3 と B4 の和、つまり「内外人民之分」と「外国人民納壹分銀之分」の和は、(B32 イ)及び(B40 イ)、(B48 イ)の和に一致する。

$$(B3) + (B4) = (B32 \text{ イ}) + (B40 \text{ イ}) + (B48 \text{ イ}) \quad \text{—B17}$$

更に、B11 にて試験熔解減における「人民ノ分」が 5272.67 オンスと計上されているが、これは(B32 ロ)及び(B40 ロ)、(B48 ロ)の和に一致する。

$$(B11) = (B32 \text{ ロ}) + (B40 \text{ ロ}) + (B48 \text{ ロ}) \quad \text{—B18}$$

## 2-4 「利益勘定書」(資料 C)の構造

この書類は利益勘定ということで和式の損益計算書ということになる。縦書き、漢数字による形式は前述の二つの帳簿と同じである。違いといえば、期間が明記されていないこ

とである。

これまでと同様に、縦書きを横書きに、漢数字をアラビア数字に書き替え、整理番号を振ったものが表 4 となる。

資料 A, B にくらべ、この資料は隣接頁からの滲みが多く、判読しにくい箇所が多かった。

表 4 利益勘定書(資料 C)

| 記号  | 項目 |      | 数値       | 解説   |
|-----|----|------|----------|--|
| C1  | 一  | 九百位銀 | 2130.79  | 試熔費  |
| C2  |    |      | 269.64   | 政府地金之内 900 位ニ而 269672.40 オンス ノ千分ノ一   |
| C3  |    |      |          | 但此高惣高千分ノ一■ハ三厘不足ス 是ハ口之■ニ付而之差也巳候准ニ而  |
| C4  |    |      | 1861.15  | 内外人民以改 1862165.88 オンス ノ千分ノ一  |
| C5  | 一  | 九百位銀 | 91844.99 | 鑄造費  |
| C6  |    |      | 27768.90 | 政府地金之内 900 位ニ而 1388452.63 オンス ノ百分ニ   |
| C7  |    |      | 56890.06 | 内外人民地金 900 位ニ 2844570.16 オンス ノ百分ニ  |
| C8  |    |      | 7186.03  | 外国人納壹分銀 359311.76 オンス ノ百分ニ   |
| C9  | 一  | 九百位銀 | 639.52   | 外国人納壹分銀 1294400 片 此全量 359951.28 オンス 洋銀ト比較秤量<br>差取立之分   |
| C10 | 一  | 九百位銀 | 6.31     | 内地人民不適當銀地金 6315.45 オンス ニ試験熔解費千分一價 7 圓 28 銭   |
| C11 | 一  | 九百位銀 | 127.26   | 内外金地金 0.21 オンス 此全量 5923.45 オンス 試験熔解分析費 0.01 オ<br>ンス ニ付七円セル此 147 円之量  |
| C12 |    | 九百位銀 | 94748.87 |  |
| C13 |    |      |          | 是者諸向方造幣寮受負分  |
| C14 | 一  | 九百位銀 | 327.25   | テンドル第 15 号精製上純銀■分之内地ノ量ヲ引タル残 37.55 オンス 精製<br>銀位差之減  |
| C15 |    |      |          | 是者テンドル第 15 号銀塊ハ造幣寮适当■■地金■銀ニ用ヒ精製セシ前ヨリ高<br>増加ス故■■■   |
| C16 | 一  | 八百位銀 | 196830   | 定位利益   |
| C17 |    |      |          | 是者九百位銀塊切屑円形或者 900 已下ノ銀塊ヲ以テ 800 位ニ爲サンガ為メ<br>元量 1653372.42 オンス 加エシ銅此銅量ハ則定位ヲ作ル利益也定位貨幣<br>ニ爲ス可キ量ノ惣計 1850202.42 オンス 也 |
| C18 | 一  | 八百位銀 | 86562.86 | 定位貨幣秤量差益   |



|     |   |      |         |           |   |
|-----|---|------|---------|-----------|---|
| C19 |   |      |         |           | 是者政府及内外人民方輸入地金 4994760.75 オンス 此價 5706930 円 17 錢之内 941177 円 62 錢 金貨ニ而立替拂シ分引之殘 4765752 円 55 錢一円 銀貨ニ而■■■■■円 55 錢定位貨ニ而拂済タルニ付一円銀量トノ秤量差益 ナリ |
| C20 | 一 | 八百位銀 |         | 4845.47   | 銀位差ノ益 5459.88 オンス ノ内銀之量ヲ引タル殘 614.41 オンス 銀位 差ノ殘  |
| C21 |   |      |         |           | 是等ノ輸入地金九百位以■則新一分銀ノ如キ地金ヲ以九百位トナセハ其量 元量ヨリ不足スルカ故ニ給與ス可キ新貨ノ量モ亦輸入ノ量ヨリ減ス此差ハ 秤量上ニテ益也故ニ欠出ス但此惣高全量三拾六万三千三百三拾六〇九分六 厘                               |
| C22 |   |      | 九百位銀    | 327.25    |   |
| C23 |   |      | 八百位銀    | 288238.32 |   |
| C24 |   |      |         |           | 造幣寮ニ而鑄造ニテ生スル益之分   |
| C25 | 合 | 九百位銀 |         | 95076.12  |   |
| C26 |   | 八百位銀 |         | 288238.3  |   |
| C27 |   |      | 内       |           |   |
| C28 |   |      | 九百位銀    | 7126.12   | 900 位熔減 9590.92 オンス之内補減 2464.80 オンス ヲ引殘全ク熔減   |
| C29 |   |      | 同       | 3559.77   | 900 位伸金減量 3792.06 オンス 之内伸金油増 232.29 オンス 引之殘全 減量   |
| C30 |   |      | 同       | 2830.56   | 九百位焼生減  |
| C31 |   |      | 九百位銀    | 13516.45  |   |
| C32 |   |      | 八百位銀    | 7489.29   | 八百位熔減 10142.59 オンス 之内地之量ニテ補ヒ全ク減量  |
| C33 |   |      |         |           | 熔銀鐵補減 2563.71 オンス   |
| C34 |   |      |         |           | 分析片補減 34.12 オンス   |
| C35 |   |      |         |           | 銀塊千挺分析片 55.47 オンス   |
| C36 |   |      | 八百位銀    | 104.38    | 伸金減   |
| C37 |   |      | 八百位銀    | 2781.00   | 焼生減   |
| C38 |   |      | 八百位銀    | 8.49      | 秤量差減 11.51 オンス 之内に地之量ヲ補完ノ減量極印贅物秤量益 3.02 オ ンス  |
| C39 |   |      | 九       | 10383.16  |   |
| C40 |   |      | 九百位八百位合 | 23899.61  |   |
| C41 |   |      |         |           | 造幣寮ニ而鑄造ニ付全ク消滅之分   |
| C42 | 殘 | 九百位銀 |         | 81559.67  | 利益  |
| C43 |   | 八百位銀 |         | 277855.2  |   |

|     |  |  |          |   |
|-----|--|--|----------|---|
| C44 |  |  | 359414.8 |   |
| C45 |  |  |          | 此高明治五年三月六日ニ在テハ量目上ニテ真利益タレ 是ヲ貨幣ト為スニ<br>ハ熔伸焼生等ノ減アレハ惣高貨幣ト為ルノ時ニ至ラサレハ圓數ノ真利益ヲ<br>見ルヲ得ス |

出典)国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9(121-124)より作成。

注) 単位はオンス, 円, 銭。

まずは C1 の試熔費から検討していく。この数値は A2, B16 と同一である。「費」として計上されているが、「料金」といった意味合いである。

内訳は C2 と C4 によって構成される。

$$(C1) = (C2) + (C4) \quad \text{—C①}$$

また, C2 は B27 と同一値である。

次に, C5 の鑄造費である。これも「費用」ではなく、「料金」の意味合いで使われている。資料 A のいわば貸方には A5 に同一項目が記載されており, B18 にも同一項目の記載がある。

続く, C6, C7, C8 は, この内訳を示している。

$$(C5) = (C6) + (C7) + (C8) \quad \text{—C②}$$

尚, C6 は B28, C8 は B53 と同一の項目である。

C9 は A4, B19, B54 と同一の項目で, 比較秤量差として計上されている。

C10 は試験熔解費, C11 は試験熔解分析費と, ともに「費用名」だが, これらも実質的には収益として計上されている。

これ等を合計すると, C12 に一致する。

$$(C12) = (C1) + (C5) + (C9) + (C10) + (C11) \quad \text{—C③}$$

以上, 「費用名」として計上されているものの, 実質的には「料金」といった収益を意味する項目の合計が示されている。

C14 は銀塊を 900 位銀にする際に増加した量を示し, A9 「精製銀之量」と同数値の項目となっている。

C16 は, 900 位銀に銅を加え 800 位銀にした際の増加分を「定位利益」として計上している。A10 「低位乃利益」と同数値の項目になっている。

C18 は「定位貨幣秤量差益」とし, 輸入で受け入れた地金 4994760.75 オンスの支払い額は 5706930 円 17 銭となったのであるが, これを金貨と一円銀貨にて行った際の一円銀貨と 800 位銀の銀量の差であると解説されている。

尚, 解説にある輸入地金量, および貨幣金額は B21, B22 に記載がある。

C20 は「銀位差ノ益 5459.88 オンス ノ内銀之量ヲ引タル残六百拾四口四分壹厘銀位差ノ残」との解説があるが, 同じ数値が A11 に「銀位差之益」として計上されている。

C14 以降の 900 位銀の合計は, C22 において 327 オンス 25 となる。

$$(C22) = (C14) \quad \text{—C④}$$

尚, C22 の数値は A9「精製銀之量」の数値と一致する。

800 位銀の合計 C23 は C16, C18, C20 の和となり 288228 オンス 32 となる。

$$(C23) = (C16) + (C18) + (C20) \quad \text{—C⑤}$$

これ等は造幣寮における鑄造による収益となると捉えられている。

全てを合計すると, 900 位銀(C25)は(C12)と(C22)の和となり,

$$(C25) = (C12) + (C22) \quad \text{—C⑥}$$

C③より

$$(C25) = (C1) + (C5) + (C9) + (C10) + (C11) + (C22) \quad \text{—C⑦}$$

また, 800 位銀の合計(C26)は(C23)に等しいので,

$$(C26) = (C23) \quad \text{—C⑧}$$

$$= (C16) + (C18) + (C20) \quad \text{—C⑨}$$

となって, 収益の合計が出たことになる。

そして, C27 以降は費用の部ということになる。C28, C29, C30 は 900 位銀を精製するため, 料塊を鎔解したり, 圧延(伸金)したり, 洗滌(焼生)する過程で減量してしまった量を明らかにしている。

そのため, C31 はそれらの合計となっている。

$$(C31) = (C28) + (C29) + (C30) \quad \text{—C⑩}$$

C32 以降, C36, C37, C38 は 800 位銀に関する減量の明細である。900 位銀と同じように料塊を鎔解したり(C32), 圧延(伸金)したり(C36), 洗滌(焼生)する(C37)過程に加え, 秤量差による減量(C38)の合計が C39 に示されている。

$$(C39) = (C32) + (C36) + (C37) + (C38) \quad \text{—C⑪}$$

尚, C38 は A18 に「秤量差減」として計上されている数値に一致している。

この 900 位銀と 800 位銀の減量の和が C40 に計上される。

$$(C40) = (C31) + (C39) \quad \text{—C⑫}$$

C⑩, C⑪により

$$(C40) = (C28) + (C29) + (C30) + (C32) + (C36) + (C37) + (C38) \quad \text{—C⑬}$$

この量が造幣寮における鑄造過程で消滅した分量 23899 オンス 61 は, A7 の解説において「造幣寮利益之部式拾八万八千六百六十五の内欠減式万三千八百九拾九口六分壹厘引之残高」として, 欠減量として記載されており, さらに A19 に一致している。

900 位銀の収益の合計より消滅した分量を差し引いた量が利益として C42 に計上される。

$$(C42) = (C1) + (C5) + (C9) + (C10) + (C11) + (C22) \\ - (C28) - (C29) - (C30) \quad \text{—C⑭}$$

800 位銀の利益も同様に C43 に計上される。

$$(C43) = (C16) + (C18) + (C20) - (C32) - (C36) - (C37) - (C38) \quad \text{—C⑮}$$

最後に 900 位銀と 800 位銀の利益の和を「 $\mu$ 」として C44 に計上している。

$$(C44) = (C42) + (C43) \quad \text{—C16}$$

この「 $\mu$ 」359414 オンス 83 は A26 「利益」に一致する。ただし、品位の異なる銀の量を単純に足し合わせることに解説はない。

但し、C45 において、「此高明治五年三月六日ニ在テハ量目上ニテ真利益タレ 是ヲ貨幣ト為スニハ熔伸焼生等ノ減アレハ惣高貨幣ト為ルノ時ニ至ラサレハ圓数ノ真利益ヲ見ルヲ得ス」と書かれている。これは、間接的ながら品位の異なる銀の量を足し合わせることの不合理に関する釈明とも考えられる。

## 2-5 「明治五申年三月六日西洋千八百七十二年第四月十三日造幣寮 利益及欠減勘定書」(資料 D 利益及欠減勘定書)

この資料はこれまで検討してきた書類とは異なり、「洋式」の勘定式の損益計算書ということになる。

縦書き、漢数字による形式はこれまでの書類と同じである。また計算期間も締め切りの日付「迄」という形式で、起点となる日時の記事はない。

但し、漢数字は各位ごとに横罫を配置し、単位となる漢字を配置している。つまり漢数字による位取り記数法である。

さらに、上下 2 段に分け、上段を「出」、下段を「納」としている点が大きな違いである。この下段の「納」を収益とみると、上段の「出」は費用および利益となる。

現時点 (2017 年 12 月 1 日)において、この資料 D は最初の日本語で書かれた洋式損益計算書であると考えられ、縦書き漢数字による位取り記数法という特異な表記法が採用されている。

そのため、これまでとは異なりできるだけ資料に忠実に作表し、整理番号を振ったものが表 5 となる。

当然のことながら、洋式損益計算書である表 5 の各勘定科目の数値は前述の表 4 と対応関係にあるはずなので、上表の各項目との関係を明らかにすべく、整理したものが表 6、表 7 となる。

表5 明治五申年三月六日西洋千八百七十二年第四月十三日迄

造幣寮 利益及欠減勘定書」(D)

|      | 出   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 納   |   |   |   |   |   |   |   |             |  |
|------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------------|--|
|      | 5量目 |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 5量目 |   |   |   |   |   |   |   |             |  |
|      | 千   | 百 | 十 | 萬 | 千 | 百 | 十 | 分 | 厘 | 千 | 百   | 十 | 萬 | 千 | 百 | 十 | 分 | 厘 | 總稱          |  |
|      |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |   | 正位熔減        |  |
| Db1  |     |   |   |   | 九 | 五 | 九 | 一 | 二 |   |     |   |   |   | 二 | 七 | 六 | 四 | 政府地金鑄造費     |  |
| Db2  |     |   |   | 一 | 〇 | 一 | 二 | 四 | 五 |   |     |   |   |   | 七 | 八 | 九 | 〇 | 政府地金鑄造費     |  |
| Db3  |     |   |   |   | 三 | 七 | 九 | 〇 | 六 |   |     |   |   |   | 八 | 九 | 一 | 五 | 諸向納試熔費      |  |
| Db4  |     |   |   |   |   | 一 | 七 | 〇 | 八 |   |     |   |   |   | 六 | 七 | 〇 | 六 | 諸向納試熔費      |  |
| Db5  |     |   |   |   | 二 | 八 | 〇 | 五 | 六 |   |     |   |   |   | 一 | 八 | 〇 | 三 | 諸向納一分銀改鑄費   |  |
| Db6  |     |   |   |   |   | 二 | 七 | 〇 | 〇 |   |     |   |   |   | 八 | 九 | 五 | 二 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db7  |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   | 一 |   | 三 | 二 | 九 | 九 | 諸向納一分銀改鑄費   |  |
| Db8  |     |   |   |   |   |   | 六 | 一 | 一 |   |     |   |   |   | 四 | 五 | 九 | 八 | 諸向納一分銀改鑄費   |  |
| Db9  |     |   |   |   |   |   |   | 三 | 五 |   |     |   |   |   | 五 | 六 | 三 | 一 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db10 |     |   |   |   |   |   |   | 一 | 五 |   |     |   |   |   | 九 | 〇 | 九 | 三 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db11 |     |   |   |   |   |   |   | 〇 | 一 |   |     |   |   |   | 六 | 三 | 三 | 三 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db12 |     |   |   | 二 | 九 | 九 | 〇 | 〇 | 八 |   |     |   |   |   | 二 | 二 | 九 | 九 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db13 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   | 〇 | 八 | 一 | 九 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db14 |     |   | 三 | 五 | 九 | 四 | 一 | 四 | 三 |   |     |   |   |   | 二 | 五 | 二 | 二 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db15 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   | 三 | 八 | 〇 | 二 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db16 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   | 五 | 五 | 八 | 〇 | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db17 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |   | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db18 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |   | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| Db19 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |   | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |
| 總計   |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |   | 諸向納一分銀比較秤量差 |  |

出典) 国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金關係諸勘定書」『井上馨關係文書』681-9(126)より作成。

注) 単位はオンス。

表 6 資料 D「納」の部と資料 C の対応関係

| 記号   | 項目            | 量目        | 記号  | 量目        | 解説   |
|------|---------------|-----------|-----|-----------|--|
| Da1  | 政府地金試熔費       | 269.64    | C2  | 269.64    | 政府地金之内 900 位ニ而 269672.40 オンス ノ千分<br>ノ一                                   |
| Da2  | 政府地金鑄造費       | 27768.90  | C6  | 27768.90  | 政府地金之内 900 位ニ而 1388452.63 オンス ノ百分<br>二                                   |
| Da3  | 諸向納試熔費        | 1861.15   | C4  | 1861.15   | 内外人民以改 1862165.88 オンス ノ千分ノ一  |
| Da4  | 諸向納鑄造費        | 56890.06  | C7  | 56890.06  | 内外人民地金 900 位ニ 2844570.16 オンス ノ百分二  |
| Da5  | 諸向納一分銀改鑄費     | 7186.03   | C8  | 7186.03   | 外国人納壹分銀 359311.76 オンス ノ百分二   |
| Da6  | 諸向納一分銀比較秤量差   | 639.52    | C9  | 639.52    | 外国人納壹分銀 1294400 片 此全量 359951.28 オン<br>ス 洋銀ト比較秤量差取立之分                     |
| Da7  | 低位ノ利益         | 196829.99 | C16 | 196829.99 | 定位利益   |
| Da8  | 銀位差ノ益         | 5459.88   | C20 | 4845.47   | 銀位差ノ益 5459.88 オンス ノ内銀之量ヲ引タル残<br>614.41 オンス 銀位差ノ残                         |
| Da9  | 諸向エ返達銀地金試熔費   | 6.31      | C10 | 6.31      | 内地人民不適当銀地金 6315.45 オンス ニ試験熔解費<br>千分一價 7 圓 28 錢                           |
| Da10 | 諸向エ返達金地金試熔費   | 90.93     | C11 | 127.26    | 内外金地金 0.21 オンス 此全量 5923.45 オンス 試<br>験熔解分析費 0.01 オンス ニ付七円セル此ノ 147 円<br>之量 |
| Da11 | 諸向エ返達金地金分析費   | 36.33     |     |           |  |
| Da12 | 正位伸金油増        | 232.29    | C29 | 3559.77   | 900 位伸金減量 3792.06 オンス 之内伸金油増<br>232.29 オンス 引之残全減量                        |
| Da13 | 熔銀鐵補減銀塊       | 5028.51   | C28 | 7126.12   | 900 位熔減 9590.92 オンス之内補減 2464.80 オンス<br>ヲ引残全ク熔減                           |
|      |               |           | C33 | (2563.71) | 熔銀鐵補減 2563.71 オンス  |
| Da14 | 分析片補減銀塊       | 35.22     | C34 | (34.12)   | 分析片補減 34.12 オンス  |
| Da15 | 極印贅物          | 3.02      | C38 | 8.49      | 秤量差減 11.51 オンス 之内に地之量ヲ補完ノ減量極<br>印贅物秤量益 3.02 オンス                          |
| Da16 | 此金價十五号正熟之純銀除余 | 358.80    | C14 | 327.25    | テンドル第 15 号精製上純銀■分之内地ノ量ヲ引タル残<br>31.55 オンス 精製銀位差之減                         |
| Da17 | 銀塊千挺分析片       | 55.47     | C35 | (55.47)   | 銀塊千挺分析片 55.47 オンス  |
| Da18 | 低位貨幣秤量差       | 86562.86  | C18 | 86562.86  | 定位貨幣秤量差益   |

出典) 国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9 (121-126)より作成。

注) 単位はオンス。

表 7 資料 D 「出」の部と資料 C の対応関係

| 記号   | 項目      | 量目       | 記号  | 量目      | 解説  |
|------|---------|----------|-----|---------|---|
| Db1  | 正位熔減    | 9590.92  | C28 | 7126.12 | 900 位熔減 9590.92 オンス之内補減 2464.80 オンス フ引残全<br>ク熔減   |
| Db2  | 低位熔減    | 10142.59 | C32 | 7489.29 | 八百位熔減 10142.59 オンス 之内地之量ニテ補ヒ全ク減量                  |
| Db3  | 正位伸金減   | 3792.06  | C29 | 3559.77 | 900 位伸金減量 3792.06 オンス 之内伸金油増 232.29 オンス<br>引之残全減量 |
| Db4  | 低位伸金減   | 104.38   | C36 | 104.38  | 伸金減   |
| Db5  | 正位焼生減   | 2830.56  | C30 | 2830.56 | 九百位焼生減  |
| Db6  | 低位焼生減   | 2781.00  | C37 | 2781.00 | 焼生減   |
| Db7  | 分析片部分析減 | 1.10     | C34 | (34.12) | 分析片補減 34.12 オンス                                   |
| Db8  | 銀位差ノ減   | 614.41   | C20 | 4845.47 | 銀位差ノ益 5459.88 オンス ノ内銀之量ヲ引タル残 614.41 オ<br>ンス 銀位差ノ残 |
| Db9  | 正勲銀位差ノ減 | 31.55    | C14 | 327.25  | テンドル第 15 号精製上純銀■分之内地ノ量ヲ引タル残 31.55 オ<br>ンス 精製銀位差之減 |
| Db10 | 秤量差ノ減   | 11.51    | C38 | 8.49    | 秤量差減 11.51 オンス 之内に地之量ヲ補完ノ減量極印贅物秤<br>量益 3.02 オンス   |

出典)国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9 (121-126)より作成。

注) 単位はオンス。

すると当然のことながら、資料 C と資料 D の間には、多くの項目に対応関係があることが明らかとなる。

ただし、ここで大きな問題点を指摘しておかなければならない。資料 C と資料 D では利益額は、資料 D における Db14 「真ノ利益ノ分」と資料 C における C44 「メ」で 359414 オンス 83 と同値であるが、資料 C におけるいわば、「総収入」と、「総費用および利益」においては資料 D 「納」の部、「出」の部それぞれ同量(6000 オンス 47)の相違がみられるのである。

本来、和式の損益計算書であろうが、洋式の損益計算書であろうが、対象となる組織が同じで締め切りが同じ日であれば、同一の数値が計上されると思われる。

そのため、いかなる理由で総収入と総費用・利益がそれぞれ 6000 オンス 47 のズレが生じているのかを検討していく。

まずは資料 D の「納」の部において、資料 C と同一の数値となっている項目を挙げていく。すると、Da1(C2), Da2(C6), Da3(C4), Da4(C7), Da5(C8), Da6(C9), Da7(C16), Da9(C10), Da17(C35), Da18(C18)は資料 C に対応する項目が存在する。

「出」の部を見てみると、Db4(C36), Db5(C30), Db6(C37)が資料 C に同一数値の対応項目を持っている。

また、Da10「諸向エ返達銀地金試熔費」、Da11「諸向エ返達金地金分析費」については、C11が対応していると考えられる。というのもC11の解説「内外金地金 0.21 オンス 此全量 5923.45 オンス 試験熔解分析費 0.01 オンス ニ付七円セル此メ147 円之量」となっており、試験熔解分析費を試熔費と分析費の二つにわけて計上しているものの、Da10とDa11の和は127.26オンスと同一数値となっているからである。

次に、「納」の部において、異なる数値を計上しているものの、対応していると考えられる資料Cの項目について検討してみる。

まず、Da8「銀位差の益」には、C20が関連していると考えられる。C20の解説をみると「銀位差ノ益 5459.88 オンス ノ内銀之量ヲ引タル残 614.41 オンス 銀位差ノ残」とある。そのため銀位差の益合計がDa8に計上され、そこから614オンス42を差し引いた差がC20に計上されていることになる。差し引かれた614オンス42はDb8に計上されており、元になる数値が「納」の部、差し引く数値が「出」の部、差が資料Cに計上されていることになる。

同様に、Da14、Db7とC34の組み合わせと、Da16、Db9とC14の組み合わせも元になる数値が「納」の部、差し引く数値が「出」の部、差が資料Cに計上されている。

つまり、Da14「分析片補減銀塊」には、C34「分析片補減 34.12 オンス」が対応すると思われるが、この「分析片補減 34.12 オンス」というのは、C32の「800位熔減 10142.59 オンス 之内地之量ニテ補ヒ全ク減量」の800位銀の控除項目の一つとなっている。「納」の部にDa14「分析片補減銀塊」として35.22オンス計上され、「出」の部にはDb7「分析片部分分析減」として1.10オンスが計上されており、その差がC34で開設されている数値に一致している。

Da16「此金價十五号正勲之純銀除余」では358.80オンスが計上されているが、これはC14「テンドル第15号精製上純銀■分之内地ノ量ヲ引タル残 31.55 オンス 精製銀位差之減」に関係したものと考えられる。つまり、Db9において「正勲銀位差ノ減」として31.55オンス計上されている数値をDa16の358.80オンスから差し引くと、C14に計上されている327.25オンスに一致するからである。

逆に、Da12、Db3とC29の組み合わせと、Da15、Db10とC38の組み合わせの関係は、元になる数値が「出」の部、差し引く数値が「納」の部、差が資料Cに計上されている。

Db3「正位伸金減」3792.06オンスから、Da12「正位伸金油増」232.29オンスを差し引いた数値がC29で計上された3559.77オンスと数値が一致し、その解説でも「900位伸金減量 3792.06 オンス 之内伸金油増 232.29 オンス 引之残全減量」となっている。

また、Db10「秤量差ノ減」として11.51オンス計上された数値から、Da15で「極印贅物」3.02オンスと計上されている数値を差し引くと、「秤量差減 11.51 オンス 之内に地之量ヲ補完ノ減量極印贅物秤量益 3.02 オンス」と解説されているC38の8.49オンスに数値が一致する。

最後はDa13「熔銀鐵補減銀塊」5028.51オンスである。この数値は2464.80オンスと



2563.71 オンスの二つに分けて考える(5028.51=2464.80+2563.71)と理解しやすい。

先ず、C28の解説「900位熔減 9590.92 オンス之内補減 2464.80 オンス ヲ引残全ク熔減」で明らかになっているように、元の数値が9590.92 オンスとしてDb1に計上されていて、差し引く数値がDa13の一部(2464.80 オンス)となっており、その差がC28となっている。

残る2563.71 オンスに関しては、C32の解説に「800位熔減 10142.59 オンス 之内地之量ニテ補ヒ全ク減量」とあるように元の数値がDb2に計上され、C32の元の数値から「熔銀鐵補減」として差し引く量(C33)が2563.71 オンスという関係になっている。

以上、資料Dと資料Cを比較検討すると、当然と言えば当然であるが、資料Dの全ての項目について、資料Cにより説明が可能となっていることが明らかとなる。

資料Dにおける「納」および「出」の部のそれぞれの合計が、資料Cのいわば総収入、総費用・費用と数値が異なる理由としては、これまで検討してきたように、資料Dにおいては、一部で元の数値と差し引く数値を別々に計上しているが、資料Cにおいてはその差のみを計上しているため、合計が異なってくるということが明らかとなる。

## 2-6 「明治五申 歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書」(資料E 造幣地金勘定書)

この資料も資料Eと同様、「洋式」の損益計算書ということになる。

縦書き、漢数字による形式はこれまでの書類と同じで、計算期間も締め切りの日付が存在する。

各位ごとに横罫を配置し、単位となる漢字を配置しており、漢数字による位取り記数法による。

表は、上下2段に分け、上段を「出」、下段を「納」としている点は資料Dと同様である。が大きな違いである。この下段の「納」は負債・資本、上段の「出」は資産となる。

現時点(2017年4月1日)において、この資料Eは最初の日本語で書かれた洋式貸借大正表であると考えられる。

そのため、資料Dと同様、できるだけ資料に忠実に作表し、整理番号を振ったものが表7となる。

資料Dと同様に和式の貸借対照表(資料A)と項目ごとの対応関係を明らかにしていく。

まずは「納」の部のEa1「政府出納」における49352.35 オンスはA28の数値に一致している。この項目は政府への上納分で、その解説には「政府地金標第34005号 40455.29 オンス 此價46679円18銭 同第15号 8297.98 オンス 此價9574円59銭 及鑄造費返上百分之壹ヨリ外国人輸入之一分銀熔減差引残ニ而 599.08 オンス 此價691円24銭 政府へ可納分」とある。負債とみるべきであろう。

表 8 「明治五申 歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書」(E)

| 出    |       |      |     |            |           |      |      |      |      |      |      |    | 納    |      |      |     |     |     |     |        |     |         |      |     |   |
|------|-------|------|-----|------------|-----------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|---------|------|-----|---|
| 量目   |       |      |     |            |           |      |      |      |      |      |      |    | 分    |      |      |     |     |     |     |        |     |         |      |     |   |
| Eb12 | Eb11  | Eb10 | Eb9 | Eb8        | Eb7       | Eb6  | Eb5  | Eb4  | Eb3  | Eb2  | Eb1  |    | Ea12 | Ea11 | Ea10 | Ea9 | Ea8 | Ea7 | Ea6 | Ea5    | Ea4 | Ea3     | Ea2  | Ea1 |   |
|      |       |      |     |            |           |      |      |      |      |      |      | 千  |      |      |      |     |     |     |     |        |     |         |      | 千   |   |
| 一    |       |      |     |            |           |      |      |      |      |      |      | 百  | 一    |      |      |     |     |     |     |        |     |         |      | 百   |   |
| 二    |       | 四    |     |            |           |      |      |      |      |      | 五    | 十  | 二    |      |      |     |     |     |     |        | 八   | 三       | 四    | 万   |   |
| 二    |       | 一    | 三   |            |           |      |      | 五    | 六    | 七    | 七    | 万  | 二    |      |      |     |     |     |     |        | 一   | 五       | 九    | 千   |   |
| 四    | 一     | 五    | 一   |            |           | 三    |      | 一    | 九    | 九    | 一    | 千  | 四    |      |      |     |     |     |     |        | 五   |         | 九    | 百   |   |
| 四    | 〇     | 〇    | 九   | 一          | 三         | 〇    | 一    | 九    | 八    | 一    | 八    | 百  | 四    |      |      |     |     |     |     |        | 六   |         | 四    | 三   | 百 |
| 六    | 九     | 四    | 七   | 三          | 六         | 三    | 二    | 一    | 〇    | 四    | 二    | 十  | 六    |      |      |     |     |     |     |        | 八   |         | 一    | 五   | 十 |
| 三    | 五     | 八    | 一   | 三          | 二         | 〇    | 七    | 九    | 〇    | 九    | 五    | 一  | 三    |      |      |     |     |     |     |        | 六   | 九       | 四    | 二   | 一 |
| 四    | 六     | 九    | 〇   | 五          | 八         | 三    | 二    | 四    | 〇    | 三    | 一    | 分  | 四    |      |      |     |     |     |     |        | 九   | 二       | 八    | 三   | 分 |
| 六    | 二     | 四    | 〇   | 七          | 六         | 九    | 三    | 〇    | 〇    | 五    | 〇    | 厘  | 六    |      |      |     |     |     |     |        | 九   | 九       | 三    | 五   | 厘 |
| 総計   | 試験分析貨 | 出納寮  | 圓貨幣 | 諸向工返達地金手数料 | 秤量職低位過失圓形 | 極印職掌 | 分析職掌 | 焼生職掌 | 秤量職掌 | 伸金職掌 | 熔銀職掌 | 總稱 | 総計   |      |      |     |     |     |     | 立換拂ノ金貨 | 分析片 | 利益及欠減出納 | 政府出納 | 總稱  |   |

出典)国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9(127)より作成。

注) 単位はオンス。

Ea2の「利益及び欠減出納」の数値は、A26の数値に一致し、「利益」とされている。当然C44、Db14とも一致する。Ea3の「分析片」はA29と項目名も数値も一致する。Ea4「立換拂ノ金貨」はA29の「銀地金之代り金貨ニ而立替仕拂済付有高」の数値に一致する。

そのため、Ea12の総計はA30の「壬申三月六日造幣寮有高」に一致する。

対して、資料Eの「出」の部における対応を見てみると、Eb1(A32)、Eb2(A33)、Eb3(A34)、Eb4(A35)、Eb5(A36)、Eb6(A37)では、それぞれ管理している部署が同じで数値も同じになっている。

Eb7「秤量職低位過失圓形」はA38の「秤量局過失円形」、Eb8「諸向エ返達地金手数料」はA39の「不適当地金減焼費150円」、Eb9「圓貨幣」はA41「一元銀貨」、Eb10「出納寮」はA42「出納残有高」、Eb11「試験分析貨」はA40「試験分析ノ高撰取貨幣量」と同一数値になっている。

当然のことながら、Eb12の「総計」はA32からA42までの総和に等しく、A30の「壬申三月六日造幣寮有高」にも一致する。

以上の検討の結果、資料Eは資料Dよりもシンプルな対応関係を和式の貸借対照表との間に持っていることが明らかとなる。

**2-7「明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日迄銀地金鑄造成貨高」(資料F 銀地金鑄造成貨高)、「明治五年三月廿三日千八百七十二年四月三十日迄貨幣出来高表 造幣寮」(資料G 貨幣出来高表)、及び「明治四未歳六月十六日洋歴千八百七十一年第八月二日ヨリ同十月十九日同第十二月一日迄外國人ヨリ大坂造幣寮エ輸入ノ一分銀勘定書」(資料H 輸入ノ一分銀勘定書)**

資料F、G、Hに関しては、まとめて検討していく。

まず、資料F銀地金鑄造成貨高についてみてみよう。表9は原資料にできるだけ忠実に作表し、便宜的に整理番号をふったものである。

第一に挙げられる特徴としては資料D、及びEと同じく縦書き漢数字による位取り記数法により、各銀貨の成貨高を表していることである。

第二の特徴もD、及びEと同じく、資料締め切った日付は、1872(明治5)年3月6日(旧暦)と明確なのであるが、計算開始日は明示されていないことである。

尚、F1～F6の数値はA43～48とは同一ではない。

表9 「明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日迄銀地金鑄造成貨高」(F)

| ㊦              | ㊧             | ㊨                | ㊩                | ㊪                | ㊫                |   |    | 番号 |
|----------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|----|----|
|                |               |                  |                  |                  |                  | 千 | 量目 | 出  |
| 四              |               |                  |                  |                  | 三                | 百 |    |    |
| 四              |               | 二                | 二                | 七                | 一                | 十 |    |    |
| 九              | 六             | 二                | 三                | 九                | 七                | 万 |    |    |
| 一              | 三             | 三                | 七                | 一                | 五                | 千 |    |    |
| 八              | 八             | 四                | 一                | 六                | 八                | 百 |    |    |
| 七              | 八             | 二                | 四                | 〇                | 一                | 十 |    |    |
| 三              | 六             | 五                | 三                | 五                | 二                | 一 |    |    |
| 一              | 二             | 二                | 六                | 四                | 六                | 分 | 分  |    |
| 九              | 九             | 四                | 二                | 一                | 三                | 厘 |    |    |
| 総計             | 五錢貨           | 拾錢貨              | 二十錢貨             | 五十錢貨             | 一圓貨              |   | 總稱 |    |
| 此價             | 此價            | 此價               | 此價               | 此價               | 此價               |   |    |    |
| 五百三拾万九百五十一円十六錢 | 七万九千四百四十四円〇九錢 | 二十七万七千八百三十四円四十九錢 | 二十九万四千八百九十三円六十二錢 | 九十八万四千三百七十九円七十八錢 | 三百六十五万四千三百九十九円十八 |   |    |    |

出典)国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9(128)より作成。

注) 単位はオンス, 円, 錢。

次に, 資料 G 貨幣出来高表についてみると, 単位ごとの罫線が消えた形での縦書き漢数字による位取り記数法による表記となっている。

計算期間は 1872(明治 5)年の 2 月 23 日(旧暦)までと同年 2 月 24 日(旧暦)から 3 月 23 日(旧暦)までの二つの計算期間の順序が新しい期間が上段, 古い期間が中段に, 合計が下段配置されている。漢数字をアラビア数字に直したものが表 10 となる。

表 10 「明治五年三月廿三日千八百七十二年四月三十日造貨幣出来高表 造幣寮」(G)

|      | 申二月廿四日<br>迄三月廿三日<br>七十二年四月一日<br>迄四月卅日 |         |    | 壬申二月廿三日<br>迄出来高 |         |    | 七十二年三月卅一日<br>迄出来高 |          |    | 合高 |  |  |
|------|---------------------------------------|---------|----|-----------------|---------|----|-------------------|----------|----|----|--|--|
|      | 枚数                                    | 價 円     | 銭  | 枚数              | 價 円     | 銭  | 枚数                | 價 円      | 銭  |    |  |  |
| 二十圓金 |                                       |         |    | 37249           | 745013  |    | 37249             | 745013   |    |    |  |  |
| 十圓金  | 108355                                | 1083547 | 00 | 214388          | 2143887 | 00 | 322743            | 3227434  | 00 |    |  |  |
| 五圓金  | 88554                                 | 442770  | 00 | 344126          | 1720638 | 00 | 432680            | 2163408  | 00 |    |  |  |
| 二圓金  | 20698                                 | 41397   | 00 | 125859          | 251724  | 00 | 146557            | 293121   | 00 |    |  |  |
| 一圓金  |                                       |         |    | 102250          | 102250  |    | 102250            | 102250   |    |    |  |  |
| 金貨計  | 217607                                | 1567714 | 00 | 823872          | 4963512 | 00 | 1041479           | 6531226  | 00 |    |  |  |
| 一圓銀  | 266741                                | 266741  | 00 | 3418233         | 3418233 | 00 | 3684974           | 3684974  | 00 |    |  |  |
| 五十錢銀 | 244991                                | 122495  | 00 | 1935652         | 967826  | 00 | 2180643           | 1090321  | 00 |    |  |  |
| 廿錢銀  | 403829                                | 80766   | 00 | 1330182         | 266036  | 00 | 1734011           | 346802   | 00 |    |  |  |
| 十錢銀  | 327815                                | 32781   | 00 | 2585771         | 258577  | 00 | 2913586           | 291358   | 00 |    |  |  |
| 五錢銀  |                                       |         |    | 1499640         | 74982   | 00 | 1499640           | 74982    | 00 |    |  |  |
| 銀貨計  | 1243376                               | 502783  | 00 | 10769478        | 4985654 | 00 | 12012854          | 5488437  | 00 |    |  |  |
| 一錢   |                                       |         |    |                 |         |    |                   |          |    |    |  |  |
| 半錢   |                                       |         |    |                 |         |    |                   |          |    |    |  |  |
| 一厘   |                                       |         |    |                 |         |    |                   |          |    |    |  |  |
| 銅貨計  |                                       |         |    |                 |         |    |                   |          |    |    |  |  |
| 總計   | 1460983                               | 2070497 | 00 | 11593350        | 9949166 | 00 | 13054333          | 12019663 | 00 |    |  |  |

出典) 国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9(129)より作成。

注) 単位は枚, 円, 銭。

最後に資料 H 輸入ノ一分銀勘定書について検討する。この表は外国人によってもたらされた輸入一分銀の和式の損益計算書としてみることができる。

横書きに直し, アラビア数字に書き直し, 計算過程の検討や, 他表との比較検討をするために整理番号を振ったものが表 11 となる。

計算期間も明示され, まず輸入された量はその通貨単位である片(ペンス)で表され(G1), 次にオンスによる表示がなされる(G2)。

G1 および G2 の数値は C6 の説明の内容, 「外国人納壹分銀 1294400 片 此全量 359951.28 オンス 洋銀ト比較秤量差取立之分」に一致する。

この後は全てオンスによる表示で, 改鑄費(G3)として G2 の 2.0%, 比較秤量差(G4)とし

て G2 の 0.2% を差し引き、残額(G5)から試験熔解減(G6)と低位の差(G7)を差し引く。最終的な残額(G8)に対し、輸入主に対する支払い(G10)をすると損失(G11)が出てしまったというものである。

ここで、改鑄費(G3)は B53 で「一分銀 359311.76 オンス 改鑄費 但惣高百分之二」と説明されている数値、及び C8 で「外国人納壹分銀 359311.76 オンス ノ百分二」と説明されている数値、Da5 の「諸向納一分銀改鑄費」に一致する。

$$(G3) = (B53) = (C8) = (Da5)$$

比較秤量差(G4)は、A4 で「外国人納壹分銀秤量差」、B19 で「外国人民納壹分銀之分比較秤量差」、B54 で「一分銀 129400 片 此全量 359951.28 オンス 洋銀方比較秤量差」、C9 で「外国人納壹分銀 1294400 片 此全量 359951.28 オンス 洋銀ト比較秤量差取立之分」と説明されている 900 位銀、Da6 の「諸向納一分銀比較秤量差」と数値が一致している。

$$(G4) = (A4) = (B19) = (B54) = (C9) = (Da6)$$

さらに、

$$(G10) = (G5) \\ = (G2) - (G3) - (G4)$$

となっていて、輸入主への支払高は提供した量目から改鑄費(G3)と比較秤量差(G4)を差し引いたものとなっている。

表 11 「明治四未歳六月十六日洋歴千八百七十一年第八月二日ヨリ同十月十九日同第十二月一日迄外国人ヨリ大坂造幣寮ニ輸入ノ一分銀勘定書」(H)

|     |             |                |
|-----|-------------|----------------|
| G1  | 一 外国人輸入ノ一分銀 | 1294400 斤      |
| G2  | 此全量         | 359951.28      |
| G3  | 内           | 7186.03 改鑄費    |
| G4  |             | 639.52 比較秤量差   |
| G5  | 差引残         | 352125.73      |
| G6  | 内           | 2699.33 試験熔解減  |
| G7  |             | 2745.02 低位ノ差   |
| G8  | 差引残         | 346681.38      |
| G9  | 此譯          |                |
| G10 |             | 352125.73 支拂高  |
| G11 |             | 5444.35 總高ニテ損失 |

出典) 国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9 (130-131)より作成。

注) 単位は片(ペンス), オンス。

但し、この表では損失が出ていることになるが、改鑄費(G3)と比較秤量差(G4)の和は試験熔解減(G6)と低位の差(G7)の和よりも大きいので、損失が出ているとは必ずしもいえない。むしろなぜ差引残(G8)より多額の支拂高(G10)となるのか疑問であるが、この点に関する説明はない。

また、試験熔解減(G6)と低位の差(G7)に直接対応する項目は見いだせなかった。

以上、貨幣の生産高に関する表 9 及び 10 は、他の表との関連が薄いものの、表 11 は他表との関連があることが明確になっている。

### 3. 「造幣寮銀地金関係諸勘定書」と『銀行簿記精法』

さて、ここでは白坂(2017)で言及した『銀行簿記精法』「書牋第二」との比較検討を行いたい。

『銀行簿記精法』は、1973(明治 6)年 12 月に大蔵省より出版された。わが国最初の洋式複式簿記のテキストである。

著者については、『復刻叢書 簿記ことはじめ』三「銀行簿記精法」においては原著者アラン・シャンドとされているが、巻之一、第一丁には紙幣頭芳川顯正督纂、紙幣頭書記官啊爾嚏暹度(アラン・シャンドー白坂) 述、海老原正濟、梅浦精一譯と明記されている。ちなみに一橋大学の HP では芳川顯正の名前は削除されている<sup>3</sup>。

この、「書牋第二」はどのような位置づけかという点、「書体第二」において例示されている香港上海銀行の株主定式集会(株主総会)の報告書の根拠となる財務諸表といえる。

「書牋第二」の「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」および「香港上海銀行損益勘定書」と題された表をできるだけ忠実に再現したのが表 12、及び表 13 となる。

表 12 香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書 千八百七拾二年第六月廿九日

| 香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書 千八百七拾二年第六月廿九日 |   |      |        |     |             |        |                    |                   |   |        |    |
|--------------------------------|---|------|--------|-----|-------------|--------|--------------------|-------------------|---|--------|----|
| 四                              | 惣 |      |        |     |             | 二      | 一                  |                   |   |        | 借方 |
| 六                              | 計 |      |        |     |             | 五      | 〇                  | 二                 |   | 七      |    |
| 二                              |   |      |        |     |             | 六      | 七                  | 五                 |   | 〇      |    |
| 四                              |   |      |        | 七   | 八           | 九      | 二                  | 七                 |   | 九      |    |
| 四                              |   |      |        | 一   | 〇           | 八      | 一                  | 七                 |   | 五      |    |
| 九                              |   |      |        | 五   | 二           | 三      | 四                  | 五                 |   | 八      |    |
| 五                              |   |      |        | 五   | 〇           | 五      | 七                  | 五                 |   | 〇      |    |
| 〇                              |   |      |        | 三   | 九           | 八      | 五                  | 二                 |   | 〇      |    |
| 九                              |   |      |        | 三   | 七           | 九      | 七                  | 四                 |   | 七      |    |
| 二                              |   |      |        | 八   | 二           | 三      | 二                  | 三                 |   | 四      |    |
|                                |   |      |        | 家什  | 銀行所持ノ家作及ヒ地所 | 入金銀行手形 | 割引手形及ヒ貸附証書         | 公債証書              |   | 正金及ヒ地金 |    |
| 四                              | 惣 |      | 二      | 一   |             |        |                    |                   |   |        | 貸方 |
| 六                              | 計 |      | 五      | 三   | 一           | 一      | 二                  | 二                 |   | 四      |    |
| 二                              |   | 四    | 〇      | 七   | 五           | 〇      | 〇                  | 五                 |   | 五      |    |
| 四                              |   | 一    | 八      | 三   | 一           | 〇      | 〇                  | 〇                 | 内 | 〇      |    |
| 四                              |   | 五    | 三      | 二   | 二           | 〇      | 〇                  | 〇                 |   | 〇      |    |
| 九                              |   | 八    | 七      | 八   | 五           | 〇      | 〇                  | 〇                 |   | 〇      |    |
| 五                              |   | 一    | 二      | 八   | 三           | 〇      | 〇                  | 〇                 |   | 〇      |    |
| 〇                              |   | 四    | 〇      | 一   | 四           | 〇      | 〇                  | 〇                 |   | 〇      |    |
| 九                              |   | 二    | 七      | 八   | 〇           | 〇      | 〇                  | 〇                 |   | 〇      |    |
| 二                              |   | 九    | 七      | 二   | 四           | 〇      | 〇                  | 〇                 |   | 〇      |    |
|                                |   | 損益勘定 | 支拂銀行手形 | 預り金 | 流通紙幣        | 貯蓄金    | 新株月賦入金第一回ヨリ第四回マテノ高 | 株數二万ノ金額 一株ニ付百二十五弗 |   | 株金入金済高 |    |

出所) アラン・シャンド原著(1979)『復刻叢書 簿記ことはじめ三 銀行簿記製法』 雄松堂書店 より作成。

注)太線, 太字は赤字。



表 13 香港上海銀行損益勘定書 千八百七拾二年第六月廿九日

|   |   |     |            |        |           |           |               |              |                |          |  |                |  |
|---|---|-----|------------|--------|-----------|-----------|---------------|--------------|----------------|----------|--|----------------|--|
|   | 惣 |     |            |        |           |           |               |              |                |          |  |                |  |
|   | 計 |     |            |        |           |           |               |              |                |          |  |                |  |
| 四 |   |     | 一          | 一      | 一         |           | 二             |              |                |          |  |                |  |
| 一 |   |     | 二          | 二      | 五         |           | 七             | 一            | 一              |          |  | 二              |  |
| 五 |   |     | 二          | 〇      | 〇         |           | 〇             | 二            | 〇              |          |  | 二              |  |
| 八 |   |     | 八          | 〇      | 〇         | 内         | 〇             | 九            | 〇              | 内        |  | 九              |  |
| 一 |   |     | 二          | 〇      | 〇         |           | 〇             | 八            | 〇              |          |  | 八              |  |
| 四 |   |     | 六          | 〇      | 〇         |           | 〇             | 八            | 〇              |          |  | 八              |  |
| 二 |   |     | 二          | 〇      | 〇         |           | 〇             | 〇            | 〇              |          |  | 〇              |  |
| 九 |   |     | 一          | 〇      | 〇         |           | 〇             | 八            | 〇              |          |  | 八              |  |
|   |   | 越シ額 | 割賦金残高ノ半年ヘ繰 | 新株ヘ割賦金 | 入金濟ノ株ヘ割賦金 |           | 割賦金 但年一割二分ノ割合 | 日限未滿返濟手形     | 取締役給料          |          |  | 利潤中ヨリ引去リタル高    |  |
|   | 惣 |     |            |        |           |           |               |              |                |          |  |                |  |
|   | 計 |     |            |        |           |           |               |              |                |          |  |                |  |
| 四 |   |     |            |        |           |           |               |              | 三              |          |  |                |  |
| 一 |   |     |            |        |           |           |               |              | 九              |          |  | 一              |  |
| 五 |   |     |            |        |           |           |               |              | 七              |          |  | 八              |  |
| 八 |   |     |            |        |           |           |               |              | 四              |          |  | 三              |  |
| 一 |   |     |            |        |           |           |               |              | 七              |          |  | 四              |  |
| 四 |   |     |            |        |           |           |               |              | 四              |          |  | 〇              |  |
| 二 |   |     |            |        |           |           |               |              | 一              |          |  | 一              |  |
| 九 |   |     |            |        |           |           |               |              | 一              |          |  | 八              |  |
|   |   |     |            |        |           | ケ月間ノ正味利潤高 | フヘキ利足ノ金額ヲ引去リ六 | 諸費用及ヒ拂濟利足并ニ拂 | 千八百七十二年第六月廿九日迄 | 日利潤金割賦残額 |  | 千八百七十一年第十二月第三十 |  |

借方

貸方

香港上海銀行損益勘定書 千八百七拾二年第六月廿九日

出所) アラン・シャンド原著(1979)『復刻叢書 簿記ことはじめ三 銀行簿記製法』 雄松堂書店 より作成。

注)太線, 太字は赤字。

西川孝治郎氏によれば、「書牘第二」について、この原本は「Hongkong&Shanghai Banking Corporation, Fourteenth Report of the Ordinary Harf-Yearly General Meeting of Shareholders, 14th August, 1872」(西川[1979b]12-16 頁)であると写真を添えて指摘している。

当然のことながら、原本は英語、横書き、アラビア数字で表記されている。

問題はこの英語、横書き、アラビア数字による表記法が如何なる過程を踏んで、縦書き、漢数字による位取り記数法となったのかということである。

この点に関しては、これまで全く関係性が指摘されてこなかった。

そこで、順序は相前後するが、表 12「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書 千八百七拾二年第六月廿九日」と表 8「明治五申 歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書」、表 13「香港上海銀行損益勘定書 千八百七拾二年第六月廿九日」と表 5「明治五申年三月六日西洋千八百七十二年第四月十三日造幣寮 利益及欠減勘定書」を比較検討してみると、

第一に、双方の表は借方・貸方と納・出の表記は異なるものの、ともに上下 2 段に構成されており、借方と納、貸方と出がそれぞれ同じ側に位置する。

第二に、単位ごとに罫線を用い、漢数字による位取り記数法を採用している。

第三に、繰り返しとなるが、この決算書類が納められている文書は、当時造幣権頭であった馬渡俊邁から大蔵大輔であった井上馨と澁澤栄一にあてられたもので、言うまでもなく、澁澤栄一は国立銀行条例成立に尽力し、また『銀行簿記精法』が出版された当時の第一国立銀行の総監である。

以上の特徴より、造幣寮における会計書類が『銀行簿記精法』の「書牘第二」に大きな影響を及ぼしたことを否定することはできない。

#### 4. 「造幣寮銀地金関係諸勘定書」と『帳合之法』

最後に、福澤諭吉譯『帳合之法』との比較検討をおこなう。

この『帳合之法』について、筆者があらためて紹介する必要はないと考える。1973(明治 6)年 6 月に初編(単式)、翌 1974(明治 7)年 6 月二編(複式)が出版され、特に、初編は日本で初めて洋式簿記を紹介した書物として明治以降、会計領域において最も大きな影響を及ぼした書物の一つであるということは誰も否定できない。

しかし、いままでその存在が不明確であった造幣寮の日本語による会計書類が確認できた現時点において、この『帳合之法』との比較検討をおこなうことは、きわめて重要な意味を持つ。

前出の西川氏によれば、『帳合之法』が果たした技術的役割として「(1)簿記用語の造成、(2)十進法記数法の着想、(3)簿記書形式の創案の三点」(西川[1979a]2 頁)が指摘されている。

中でも(2)十進法記数法の着想については、福澤自身も『帳合之法』の中で、「書中都テ金ノ高ヲ書クニ何千何百何十ト記サズシテ一ヨリ九マデノ數字ヲ用ヒ其數字ノ位ヲ見テ金高ヲ知ル」<sup>7</sup>とし、さらに「三字毎(三桁ごと一白坂)ニ、ノ点ヲ打」つこと、「圓ノ位ト銭ノ位ヲ明ニ分ツタメ横ニ線ヲ引ケリ」(福澤譯[1979]初編一 6-7 丁)としている。

そこで、福澤譯(1979)の初編一 55 丁にある総勘定の一部を出来るだけ忠実に再現したものが、表 14 である。

前述の『銀行簿記精法』「書牘第二」と同様、表 7「明治五申 歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書」と比較してみると、位ごとに漢字による単位の表記があることと、三桁ごとの点の表記がないという相違点はあるものの、漢数字による位取り記数法はすでに「明治五申 歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書」において実際に使用されている表記法であることが明確となる。

西川氏によれば、「それ(記数法一白坂)を改革したのは福沢である。彼は『帳合之法』の中に初めて日本数字の十進法縦書き一から九までと 0 を用い、そろばんの桁を見ると同様に数字の位を見て金高を知る法一を紹介した」(西川[1979a]4 頁)ということになっていたが、この点に関しては『帳合之法』発行の一年以上前の時点で、すでに「造幣寮銀地金関係諸勘定書」において実施されていたことになる。

この事実はとりもなおさず、福澤諭吉は造幣寮の書類により縦書き漢数字による位取り記数法を知っていたのかもしれない、という疑問も当然湧いてくる。

これまで、『銀行簿記精法』の削補者として名前の挙がっている小林雄七郎、宇佐川秀次郎、丹吉人が慶應義塾出身者であったため、『銀行簿記精法』は福澤諭吉の影響を受けているとの指摘もなされてきた<sup>4</sup>。

しかし、「造幣寮銀地金関係諸勘定書」と『銀行簿記精法』との関連性が明らかとなった以上、これまで認識とは逆の流れ、つまり『銀行簿記精法』の削補者から福澤諭吉に「造幣寮銀地金関係諸勘定書」の内容が伝えられたのではないか、という可能性も完全には否定できない。

表 13 『帳合之法』初編における記数法

| 道具類 | 仕掛リノ品 | 出来品 | 四<br>仕入帳ヨリ、有品ノ高 | 三<br>手形帳ヨリ、手形ノ高 | 二<br>金銀出入帳ヨリ、差引手元有高 | 槁本屋 | 三井 | 枳口屋 | 博多屋 | 秋田屋 | 熊本屋 | 一<br>大帳ヨリ、差引貸ノ高 | 元手 |
|-----|-------|-----|-----------------|-----------------|---------------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----------------|----|
|     |       | 四、  | 一、              | 一、              |                     |     | 一  |     |     |     |     |                 |    |
| 五   | 八     | 〇   | 〇               | 〇               | 四                   | 〇   | 二、 |     |     |     | 八   |                 |    |
| 〇   | 七     | 〇   | 一               | 〇               | 五                   | 〇   | 〇  | 三   | 五   | 五   | 二   |                 |    |
| 〇   | 五     | 〇   | 六               | 三               | 五                   | 〇   | 〇  | 六   | 七   | 六   | 五   |                 |    |
|     |       |     | 五               | 〇               |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
|     |       |     | 〇               | 二               |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 二   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 〇   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 、   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 八   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 二   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 三   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 五   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |
| 二   |       |     |                 |                 |                     |     |    |     |     |     |     |                 |    |

出所)H・B・ブライヤント, H・D・ストラットン原著 福澤諭吉訳(1979)『復刻叢書 簿記ことはじめ  
一 帳合之法』 雄松堂書店

しかし、この点に関しては現時点で福澤諭吉が「造幣寮銀地金関係諸勘定書」の存在を知っていたという確たる証拠は見いだせていない。

## 6. まとめと今後の課題

以上、「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9について、可能な限り詳細な検討を試みた。

この資料の冒頭の文書によれば、最初洋式の決算書を作成したが、その解説のために和式の勘定書も作成したとのことであった。

この洋式の決算書とは「明治五申年三月六日西洋千八百七十二年第四月十三日造幣寮利益及欠減勘定書」と「明治五申 歳三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書」を指すと考えられ、それぞれを解説するために「利益勘定書」と「開寮ヨリ明治五申歳三月六日洋歴千八百七十二年四月十三日造幣地金總勘定書」が作成されたものと考えられる。

それぞれ精密な計算がなされていることが明らかとなったが、二つの問題点が明らかとなる。

一つは重量会計を貨幣価値に換算している箇所がみられ、必要に応じて一般的な貨幣会計がなされているが、重量会計からの換算過程が明らかになっていないということである。

もう一つは、品位の異なる銀地金をそのまま合計していることである。

これらの点には疑問を持たざるを得なかった。

しかしながら、この文書が大蔵省の実質的トップとなっていた井上馨と澁澤栄一に提出されたことから、1973(明治6)年12月に大蔵省より出版された『銀行簿記精法』への影響を検討してみた。すると「書牀第二」における貸借対照表と損益計算書の書式に類似点が存在し、造幣寮の簿記・会計が『銀行簿記精法』に影響を及ぼした可能性が高いと言えよう。

また、日本における洋式簿記の導入の嚆矢とされる『帳合の法』との比較検討をした結果は、これまで福澤諭吉の発案とされてきたとされてきた漢数字による位取り記数法は造幣寮の会計書類において『帳合の法』の発行の一年以上前に実践されていたことが明らかとなった。

今回の検討により日本における洋式簿記・会計の導入過程・経路は、従来の『帳合の法』を起点とする道筋とは別に、造幣寮を起点とした道筋の存在も明らかとなったのである。

今回の検討により、従来の認識とは異なる事実を確認できたが、それでもなお、解明できていない点について触れておく。

第一に、なぜ、重量会計となったのかということである。この点に関する資料はいまだ確認できていない。

第二に、重量会計から貨幣会計へのつながりが説明されていないことである。具体的に言えば、A42 出納残有高が A43 で貨幣価値による評価がなされているが、その換算過程に関する説明がないのである。

これら重量会計の精密性に関する点については後日再度検討を加えたい。

第三に、収支簿記との関連である。収支簿記については西川孝治郎[1953]により、大槻文次郎著『実地適用簿記活用』が最初であるとし、その金銀出入帳の説明においては、借方・貸方の用語を用いず、入方・出方という用語を使用している<sup>5</sup>。

しかし、1872(明治5)年の段階で造幣寮において実際に納・出という用語が使われていることが明らかになった以上、この収支簿記の起源に関しても再検討が必要となる。

第四に、官庁簿記に関する認識である。久野秀男[1958]に代表される、これまでのわが国の官庁における簿記・会計の認識<sup>6</sup>は、今回の検討により、その評価を変えざるをえず、適正な評価をしないおさなければならぬと考える。

第五に、最も大事な点として、この「造幣寮銀地金関係諸勘定書」はその科目構成から、製造過程における財務書類であると考えざるを得ず、造幣寮全体の財務書類とは言えない。その点からのさらなる調査・検討が必要となる。

---

<sup>1</sup> 原文は以下の通り。

兼而爲替□書シ候當寮勘定銀地金之分  
當三月六日迄之決算書外□計算局方  
差出候處右者惣計量ニ付改而勘定書  
仕立候□シ度元之洋風之勘定ニ付可応  
□可以了解難程ケ所多く追々役向之末  
漸く此節出来候ニ付□延引外□□目録  
之通差上候間□御覽之上□不分明  
之□ニ者御下問与不度金地金之□者  
不日決算書立テ申以而出来次第  
早々可差上候也

壬申四月四日 馬渡造幣權頭

井上大輔殿

澁澤從五位殿

右之出来高表□通申及御見合差上申候右者  
極印局□可出来高ニ付出納職江渡高方実合  
不申ケ所モ書シ先日之出来高者即日金  
銀ニ而直ニ出納職江相渡候間出納職ニ而改編之處  
を以真数方御見做下度貴い有職ニ候  
時之報告申上候通ニ御座候也

(国立国会図書館蔵『井上馨関係文書』681-9「造幣寮銀地金関係諸勘定書」111-112)

<sup>2</sup> (A2)+(A3)+(A4)=94615.30(オンス)となっている。

---

<sup>3</sup> <http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/tenji/k15/bokiseihou.html> を参照。

<sup>4</sup> 西川孝治郎(1979b)を参照のこと。

<sup>5</sup> 大槻文次郎(1887)を参照のこと。

<sup>6</sup> 久野秀男(1958)を参照のこと。

## 文献一覧

H・B・ブライヤント, H・D・ストラットン原著 福澤諭吉訳(1979)『復刻叢書 簿記ことはじめ一 帳合之法』 雄松堂書店

アラン・シャンド原著(1979)『復刻叢書 簿記ことはじめ三 銀行簿記精法』 雄松堂書店

大槻文次郎(1887)『実地適用 簿記活法』 金港堂

白坂 亨(2017)「わが国における洋式簿記・会計制度の導入過程に関する一考察」『経営論集』第33号 大東文化大学経営学会

西川孝治郎(1953)「収支簿記法の起源の研究」『会計』第64巻(7) 森山書店

西川孝治郎(1979a)「銀行簿記精法 解題」『復刻叢書 簿記ことはじめ一 帳合之法』 雄松堂書店

西川孝治郎(1979b)「銀行簿記精法 解題」『復刻叢書 簿記ことはじめ三 銀行簿記精法』 雄松堂書店

久野秀男(1958)『官庁簿記制度論』 税務経理協会

国立国会図書館蔵「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨関係文書』681-9

## 参考 URL

<http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/tenji/k15/bokiseihou.html>